

四日市市上下水道局告示第 31 号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第6号）第11条の規定により、四日市市公共下水道排水設備工事指定業者としての指定を停止するので、同規程第15条第1項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和2年8月14日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 指定停止業者

商号又は名称

株式会社大孝設備

主たる事務所の所在地

鈴鹿市稲生こがね園17番10号

代表取締役 立浪 孝則

指定番号 指定第484号

2 指定の停止期間

令和2年8月14日から令和2年10月13日まで

(上下水道局管理部生活排水課)